

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定計量器定期検査
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧
  - 生産物等売払代金の収納事務の委託
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
  - 河川整備計画の案の縦覧

産業企画課

水産課

教育委員会

県民生活交通課

河川課

## 目次

担当課（室）





# 平成26年4月28日 岡山県公報 第11580号

## ◎岡山県告示第二百六十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 発起人の住所及び氏名

玉野市胸上二五三〇一

藤原 時男

玉野市石島三〇一三

中野 節男

### 二 加入区

胸上

### 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

胸上漁業協同組合

### 四 縦覧期間

平成二十六年四月二十八日から同年五月十二日まで

### 五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

### 一 発起人の住所及び氏名

玉野市田井一―二一―一五

宮崎 光夫

玉野市後閑一五一〇一―一七

岡本 晴美

### 二 加入区

玉野

### 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

たまの漁業協同組合

### 四 縦覧期間

平成二十六年四月二十八日から同年五月十二日まで

### 五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

平成26年4月28日 岡山県公報 第11580号

一 発起人の住所及び氏名

笠岡市西大島新田三五七一―一六 伊藤 良行

笠岡市神島一四三八 後谷 道広

二 加入区

大島美の浜

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大島美の浜漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十六年四月二十八日から同年五月十二日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

# 平成26年4月28日 岡山県公報 第11580号

## ◎岡山県告示第二百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、  
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容  
生産物等売払代金に係る収納事務
- 二 委託した収入の種類  
生産物等売払代金
- 三 委託を受けた者の住所及び名称
  - 1 岡山市南区藤田五六〇番地二三六  
ダイキ株式会社ホームセンターダイキEX岡山店 店長 宇高 誠二
  - 2 玉野市田井二丁目四四六四番地  
有限会社みどりの館みやま 代表取締役 黒田 晋
  - 3 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五番地  
岡山東農業協同組合 代表理事組合長 長田 謙二
  - 4 岡山市東区瀬戸町観音寺二一八の四番地  
青空会 管理者 石原 靖子
  - 5 赤磐市松木四八〇番地の三  
株式会社Aコープ西日本くまやま店 店長 片岡 仁司
  - 6 高梁市落合町阿部一七〇〇番地  
備中開発株式会社 代表取締役 仲田 泰彦
  - 7 高梁市中原町一三八三番地  
びほく農業協同組合 代表理事組合長 中山 晃一
  - 8 高梁市津川町今津八八三番地一  
びほく農業協同組合グリーンセンター 所長 塩田 光義
  - 9 新見市高尾二四二三番地  
阿新農業協同組合 代表理事組合長 二摩 紀昭
  - 10 真庭市落合垂水一〇六四番地の一  
真庭農業協同組合 代表理事組合長 薬師寺真人

# 平成26年4月28日 岡山県公報 第11580号

- 11 真庭市中島四一八番地の一  
株式会社真庭ノウキョウ連合青果市場 代表取締役 清水 壽忠
  - 12 真庭市落合垂水一〇六四番地の一  
真庭農業協同組合 代表理事組合長 薬師寺真人
  - 13 美作市明見一七二番地二  
勝英農業協同組合 代表理事組合長 則本 衛
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 1 岡山市南区藤田五六〇番地二三六  
ダイキ株式会社ホームセンターダイキEX岡山店
  - 2 玉野市田井二丁目四四六四番地  
玉野市農林水産振興センター
  - 3 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五番地  
岡山東農業協同組合営農販売部
  - 4 岡山市東区瀬戸町観音寺二一八の四番地  
玉井青空市販売所
  - 5 赤磐市松木四八〇番地の三  
株式会社Aコープ西日本くまやま店販売所
  - 6 高梁市落合町阿部一七〇〇番地  
高梁ふるさと特産ゆめ市場
  - 7 高梁市成羽町佐々木一六番地  
神楽の里
  - 8 高梁市津川町今津八八三番地一  
びほく農業協同組合グリーンセンター
  - 9 新見市高尾二四二三番地  
阿新農業協同組合
  - 10 真庭市草加部一八一〇番地  
全農岡山県本部総合家畜市場
  - 11 真庭市中島四一八番地の一  
株式会社真庭ノウキョウ連合青果市場
  - 12 真庭市中島四二二番地の一

J Aまにわきらめきの里

13 勝田郡勝央町植月中八五八番地四

勝英農業協同組合営農センター

五 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで



〔二〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東備

三 代表者の氏名

片山 健

四 主たる事務所の所在地

備前市西片上一九三―一

五 定款変更の内容

1 事業の変更

特定非営利活動に係る事業を次のように改める。

- (1) 障害児・者に関する福祉サービス事業
  - (2) 障害児・者に関する相談支援事業
  - (3) 障害児・者に関する地域生活支援事業
  - (4) 地域生活支援ネットワークづくり事業
  - (5) その他目的を達成するための事業
- 2 理事の定数を三人以上六人以下に改める。
  - 3 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。
  - 4 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に改める。
  - 5 第二十三条、第三十九条及び第四十五条中「収入」を「収益」に改める。
  - 6 第四十八条中「収支計算書」を「活動計算書」に改める。
  - 7 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

8 7の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 9 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔二〇三〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年四月二十八日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 河川整備計画の案の名称

一級河川旭川水系下流ブロック（岡山県管理区間）河川整備計画

二 縦覧の期間

平成二十六年五月一日から同年六月二日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課、岡山県備前県民局建設部東備地域設計審査班、岡山市都市整備局河川港湾課、岡山市東区役所総務・地域振興課、岡山市東区役所上道地域センター、岡山市東区役所瀬戸支所総務民生課及び赤磐市建設事業部建設課